

### ▶ マイナ保険証を利用するには？

マイナンバーカードを保険証として利用するには、利用登録が必要です。利用登録は医療機関に設置されている受付用のカードリーダーで行うことができますが、事前に利用登録を済ませておくと、受付がスムーズに済みます。

#### 事前登録の方法は2つ

- ① 役場のマイナンバーカード申請担当窓口で登録手続き
  - ② お手持ちのスマートフォンなどを使い、「マイナポータル」から利用登録
- 詳しい登録方法は、厚生労働省のWEBサイトをご覧ください。



#### 健康保険証の情報はマイナポータルでチェック

お持ちのスマートフォンからマイナポータルにログインすると、健康保険証の情報を確認できます。スマートフォン等での確認が難しい場合、役場窓口の端末をご利用いただけます！



#### 国民健康保険資格取得・喪失の届出は忘れなく

マイナ保険証に利用登録後も国民健康保険の資格取得等の届出は必要です。お仕事を辞めたり、ご家族の扶養から外れたなどといった資格の異動がある場合は、役場窓口まで届けてください。問い合わせ 町民課 ☎76-0205

### やってみよう！ マイナ保険証 事前登録

#### 役場窓口で登録編

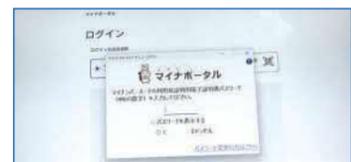
##### ① 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



##### ② マイナポータルにログイン

暗証番号を入力してマイナポータルにログインします。



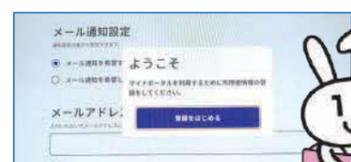
##### ④ 利用者規約など確認

マイナポータルからのメール通知の設定や規約を確認してください。



##### ③ 利用者情報登録

マイナポータルを利用するために利用者登録をします。



##### ⑤ 健康保険証として利用登録

登録内容を確認したら、「健康保険証として登録する」にチェックを入れて終了！



受付終了！

### もっとおしえて！ マイナ保険証 Q & A

**Q** マイナンバーカードは作らないといけないの？

**A** マイナンバーカードは本人の意思による申請により交付されるもので、義務ではありません。マイナンバーカードをお持ちでない人は、保険証の有効期限を迎える前に資格確認書を送付します。

**Q** マイナ保険証でないと病院で診療してもらえなくなるの？

**A** マイナ保険証でなくても診療してもらえます。マイナ保険証をおもちゃでない人は、保険証の有効期限を迎える前に資格確認書を送付します。

**Q** マイナ保険証になったらどうやって保険証の情報を確認するの？

**A** お持ちのスマートフォンからマイナポータルにログインすると、健康保険証の情報を確認できます。スマートフォン等での確認が難しい場合、役場窓口の端末をご利用いただけます！

カードを忘れずに！

**マイナ保険証** をご利用ください  
12月2日から 現行の被保険者証（保険証）新規発行が終了します。

法令の改正により、これまでの被保険者証（保険証）の新規発行が終了し、マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を利用する仕組みに本格的に移行していきます。マイナンバーカードを持っていない人や保険証利用の登録をしていない人は、手続きをしてマイナ保険証を使ってみましょう！

### ▶ マイナ保険証を利用するメリットって？

- 1** データに基づきより良い医療が受けられる！  
過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師と共有されるため、データに基づいたより良い医療が受けられます。
- 2** 自身の健康情報を確認でき、健康管理が充実！  
「マイナポータル」を利用すれば、健康記録や薬剤情報を閲覧できるので、きめ細やかな健康管理ができます。
- 3** 医療機関で、限度額以上の支払いが不要に！  
医療費が高額になったときに「限度額適用認定証」を提示しなくても、その医療機関での自己負担限度額以上の支払いが不要になります。
- 4** 転職や転居をしても、保険証の切り替えが不要  
転職や転居をした場合でも同じマイナンバーカードで受診できます。  
※保険者（国保や健保組合など）への手続きは必要です。
- 5** 医療費控除の確定申告が簡単に！  
医療費控除を受けるための確定申告で、領収書を提出する必要がなくなり、簡単な手続で行えるようになります。
- 6** 電子処方箋で、薬の受け取りがスムーズに！  
紙の処方箋に変わる「電子処方箋」を簡単に利用でき、処方の待ち時間が短縮されるなど、薬の受け取りが便利になります。

### ▶ マイナ保険証は気になるけど、マイナンバーカードがないな… という方へ マイナンバーカードを作るには？

マイナンバーを新しく作るには、次の4つの方法があります。

- 1** オンラインで申請  
QRコードからオンライン申請可能  
マイナンバーカード総合サイト▲
- 2** 郵送で申請  
交付申請書に必要項目を記入し、写真を貼って郵便ポストへ！  
交付申請書ダウンロードはこちら
- 3** 役場窓口で申請  
顔写真撮影もしています。身分証明書をお忘れなくご持参ください。  
※カードができるのに1か月ほど時間がかかります。
- 4** 郵便局で申請  
町内7カ所の郵便局でもマイナンバーカードの申請ができます！顔写真撮影もしています。

#### 申請が便利になりました！

12月2日から1歳未満のお子さんのマイナンバーカードは顔写真が不要になります！  
お子様の誕生とともにマイナンバーカードを作り、マイナ保険証に登録することで、いつでも安心して医療受診をすることができます。

